

串間市工事請負契約約款の一部を改正する告示
串間市工事請負契約約款（平成23年串間市告示第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
（下請負人の社会保険等加入義務等） 第7条の2 （略） 2 （略） （債務負担行為_____に係る契約の特則） 第39条 債務負担行為_____に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。 <table> <tr> <td>年度</td><td>円</td></tr> <tr> <td>年度</td><td>円</td></tr> <tr> <td>年度</td><td>円</td></tr> </table> 2・3 （略） （債務負担行為__に係る契約の前払金の特則） 第40条 債務負担行為__に係る契約の前金払及び中間前金払については、第34条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第35条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第37条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。 2～5 （略） （債務負担行為__に係る契約の部分払の特則）	年度	円	年度	円	年度	円	<u>（建設資材を県外から購入する場合の通知等）</u> 第7条の2 受注者は、工事に係る建設資材（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第2条第1項に規定する建設資材をいう。以下同じ。）を購入する場合において、宮崎県内に営業所を有しない者を契約の相手方としたときは、直ちに、発注者に対して当該契約の相手方の商号又は名称その他必要な事項を通知しなければならない。 2 受注者は、建設資材を購入する場合においては、当該購入の相手方を宮崎県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。 （下請負人の社会保険等加入義務等） 第7条の3 （略） 2 （略） （債務負担行為又は継続費に係る契約の特則） 第39条 債務負担行為又は継続費（以下「債務負担行為等」という。）に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。 <table> <tr> <td>年度</td><td>円</td></tr> <tr> <td>年度</td><td>円</td></tr> <tr> <td>年度</td><td>円</td></tr> </table> 2・3 （略） （債務負担行為等に係る契約の前払金の特則） 第40条 債務負担行為等に係る契約の前金払及び中間前金払については、第34条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第35条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第37条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。 2～5 （略） （債務負担行為等に係る契約の部分払の特則）	年度	円	年度	円	年度	円
年度	円												
年度	円												
年度	円												
年度	円												
年度	円												
年度	円												

改正前	改正後
第41条 債務負担行為__に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することができない。 2・3 （略） （発注者の催告によらない解除権） 第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。 （1）～（9） （略） （10） 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。 ア （略） <u>イ 役員等が、暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用したと認められるとき。</u> <u>ウ</u> （略） <u>エ</u> （略） <u>オ</u> （略） <u>カ</u> （略） <u>キ</u> （略） <u>ク</u> 受注者が、アから<u>カ</u>までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（<u>キ</u>に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。 （11）～（14） （略）	第41条 債務負担行為<u>等</u>に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することができない。 2・3 （略） （発注者の催告によらない解除権） 第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。 （1）～（9） （略） （10） 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。 ア （略） <u>イ</u> （略） <u>ウ</u> （略） <u>エ</u> （略） <u>オ</u> （略） <u>カ</u> （略） <u>キ</u> 受注者が、アから<u>オ</u>までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（<u>カ</u>に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。 （11）～（14） （略）

改正前	改正後																																						
別記様式第1号（約款第1条関係） 工 事 請 負 契 約 書 1 工 事 名 2 工 事 場 所 3 工 期 4 請負代金額 5 契約保証金 6 資源の再資源化等に関する事項 (1) 分別解体等の方法 (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用 (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用 (注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。 上記の工事について、発注者と請負者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の工事請負契約約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定めるところによるものとする。 (1) 出来形部分払の回数 (2) 特約事項 また、請負者が共同企業体を結成している場合には、請負者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。 この契約成立の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。 年 月 日 発注者 請負者 住 所 商号又は名称 代表者氏名 (注) 請負者が共同企業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所氏名を記入する。 印紙 自 年 月 日 至 年 月 日 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>十</td><td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> </table> うち取引に係る消費税額 円 〔（注）地方税法の一部を改正する法律施行後は、「取引に係る消費税額」に、地方消費税の額を含む。〕 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> </table> （注）契約保証金を免除する場合は、免除と記載する。	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	億	千	百	十	万	千	百	十	円	別記様式第1号（約款第1条関係） 工 事 請 負 契 約 書 1 工 事 名 2 工 事 場 所 3 工 期 4 請負代金額 5 契約保証金 6 資源の再資源化等に関する事項 (1) 分別解体等の方法 (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用 (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用 (注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。 7 建設発生土の搬出先等 上記の工事について、発注者と請負者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の工事請負契約約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定めるところによるものとする。 (1) 出来形部分払の回数 (2) 特約事項 また、請負者が共同企業体を結成している場合には、請負者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。 この契約成立の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。 年 月 日 発注者 請負者 住 所 商号又は名称 代表者氏名 (注) 請負者が共同企業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所氏名を記入する。 印紙 自 年 月 日 至 年 月 日 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>十</td><td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> </table> うち取引に係る消費税額 円 〔（注）地方税法の一部を改正する法律施行後は、「取引に係る消費税額」に、地方消費税の額を含む。〕 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> </table> （注）契約保証金を免除する場合は、免除と記載する。	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	億	千	百	十	万	千	百	十	円
十	億	千	百	十	万	千	百	十	円																														
億	千	百	十	万	千	百	十	円																															
十	億	千	百	十	万	千	百	十	円																														
億	千	百	十	万	千	百	十	円																															

改正前	改正後																																												
	別記様式第4号の2（約款第7条の2関係） 建設資材購入通知書 <table><tr><td>工 事 名</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>工 事 場 所</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>工 期</td><td>自 至</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>請負代金額</td><td colspan="3">一金 円</td></tr><tr><td colspan="4">購入資材の内訳</td></tr><tr><td>購入先の商号 又は名称</td><td>購入資材名</td><td>購入金額 (千円)</td><td>県外業者から購入した理由</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 上記のとおり、県内に営業所を有しない者から資材を購入したので通知します。 年 月 日 請負者 住 所 商号又は名称 代 表 者 氏 名 印 発注者 様	工 事 名				工 事 場 所				工 期	自 至	年 月 日	年 月 日	請負代金額	一金 円			購入資材の内訳				購入先の商号 又は名称	購入資材名	購入金額 (千円)	県外業者から購入した理由																				
工 事 名																																													
工 事 場 所																																													
工 期	自 至	年 月 日	年 月 日																																										
請負代金額	一金 円																																												
購入資材の内訳																																													
購入先の商号 又は名称	購入資材名	購入金額 (千円)	県外業者から購入した理由																																										

改正前		改正後	
別記様式第 7 号（約款第20条関係）		別記様式第 7 号（約款第20条関係）	
工 事 中 止 通 知 書		工事中止（再開）通知書	
工 事 名		工 事 名	
工 事 場 所		工 事 場 所	
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
中止の理由		中 止 期 間	
		中止(再開)の理由	
上記工事の施工を 年 月 日から 年 月 日まで中止してください。 年 月 日 発注者 印 請 負 者 商号又は名称 代表者氏名 様		上記工事の施工を 年 月 日から 年 月 日まで中止（再開）してください。 年 月 日 発注者 印 請 負 者 商号又は名称 代表者氏名 様	